

税制改正で、令和2年分の申告から適用される市民税・県民税の控除額などが変更されますので、申告の際にはご注意ください。詳細は市HPに掲載しますのでご確認ください。

その1 基礎控除額が一律10万円引き上げられます

基礎控除額が一律10万円引き上げられます。(33万円が43万円※に変更されます)
※ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合、その合計所得金額に応じて控除額が段階的に引き下げられ、2,500万円超の場合、基礎控除の適用はなくなります

その2 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます

給与所得控除額が年収850万円以下の方は、一律10万円引き下げられ、年収850万円超の方は195万円になります。

その3 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます

公的年金等以外の所得が1,000万円以下の方は、公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
※公的年金等以外の所得が1,000万円超の場合、所得に応じて控除額が引き下げられ、公的年金等の収入が1,000万円超の場合、控除額の上限は195万5,000円になります

その4 扶養控除などの対象になる家族の所得額が10万円引き上げられます

扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除の対象になる家族の合計所得金額が10万円引き上げられます。

この他、非課税基準額の変更や、未婚のひとり親への税制上の措置および寡婦(寡夫)控除の見直しが行われていますので、申告書を作成する際にはご確認ください。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る特例措置

イベントの中止などでチケットの払い戻しを受けない場合、寄附金控除を受けられます

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の自粛要請を受けて中止などした文化芸術・スポーツイベント(令和2年2月1日~令和3年1月31日までに開催されたまたは開催する予定であったもの)は、チケットの払い戻しを受けることを辞退した場合、その金額分(上限20万円)を寄付とみなし、所得税および個人市民税・県民税の寄附金控除を受けることができます。

ただし、寄附金控除の適用を受けるには、確定申告、または市・県民税の申告を行う必要があります。対象となるイベントは、文化庁・スポーツ庁HPをご確認ください。

